

医政地発 0703 第 6 号
令和 8 年 7 月 3 日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

地域医療構想に関してのご協力依頼

平素より厚生労働行政にご尽力賜り、御礼申し上げます。

先般、「医療法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、順次施行されることとなりました。

これまでの地域医療構想は、2025 年に向けて、病床の機能分化・連携を進めてきたところですが、改正法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）における地域医療構想は、2040 年頃を見据え、医療と介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の高齢者の増加や生産年齢人口の減少等の課題に的確に対応できるようにするため、地域における協議を通じて、医療機関の役割分担を明確化し、地域の実情に応じた良質かつ適切な医療提供体制を構築することとしております。

今後、都道府県において、2028 年度中までに、将来の医療提供体制の基本的な方向性等を定めた地域医療構想を作成し、順次取組を進めていくこととなりますが、地域医療構想の取組の実施に当たっては、都道府県の構想区域単位や都道府県単位で開催される地域医療構想調整会議において、必要な協議等を行い、幅広い関係者の理解を得ながら、推進する必要があります。

つきましては、貴団体におかれても、都道府県の要請に応じた参加をはじめ、地域医療構想の達成のためにご協力いただくとともに、貴下の医療機関に対しても、ご協力いただけるよう周知方お願いいたします。

<別記>

公益社団法人日本医師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国医学部長病院長会議
一般社団法人国立大学附属病院長会議
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人全国公私病院連盟
公益社団法人全国老人保健施設協会
日本赤十字社
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構
社会福祉法人恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
全国健康保険協会
健康保険組合連合会
国家公務員共済組合連合会
公立学校共済組合